

第82回国民スポーツ大会 競技別リハーサル大会開催基準要項

1 趣旨

この要項は、「第82回国民スポーツ大会競技運営基本方針」に基づき、第82回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）における各競技会の円滑な運営に資するために会場地市町村と関係競技団体が実施する競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に関して、基本的な事項を定める。

2 目的

大会の目的は次のとおりとする。

- (1) 会場地市町村及び関係競技団体の競技会運営能力の向上を図り、国スポの円滑な開催に資する。
- (2) 県民の国スポ及び競技に対する関心を高め、理解を深めるとともに、国スポ開催の気運醸成を図る。

3 開催期間及び回数

大会は、会場地市町村と関係競技団体が協議の上、会場地市町村において国スポ開催前年度から国スポ開催時までの間に、原則として1競技につき1回開催できるものとする。

4 大会の開催

大会は、会場地市町村及び関係競技団体が協力して開催するものとし、分散開催の競技については、複数の会場地市町村により共同で開催することができるものとする。

5 大会の規模

大会は、原則として参加者数及び競技役員数等が国スポを上回らないものとし、北信越地区大会の活用に努めるものとする。

なお、これによらない場合は、長野県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）と別途協議するものとする。

6 大会の運営

- (1) 大会は、国スポにおける各競技会に準じ、運営する。
- (2) 大会に使用する施設は、原則として国スポで使用する施設とする。
- (3) 大会は、会場地市町村及び関係競技団体の実情に応じたものとし、双方が協力して創意工夫することにより、簡素で効率的な運営に努める。

7 大会の経費

- (1) 大会の経費は、会場地市町村及び関係競技団体が負担するものとする。
- (2) 大会は、華美、過大にならないよう留意し、その経費については、大会の目的が達成できる必要最小限度にとどめるものとする。

8 開催の手続き

大会を開催する会場地市町村は、関係競技団体と協議の上、大会開催申請書を県委員会に提出し、承認を求めるものとする。

なお、提出する申請書及び提出時期については、別に定める。

9 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。